



大阪労働局発表
令和2年6月30日

【照会先】
大阪労働局需給調整事業部
(電話) 06-4790-6319

令和元年度労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る 指導監督状況及び令和2年度指導監督方針について

大阪労働局（局長：井上 真）では、令和元年度における労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督状況及び令和2年度指導監督方針を取りまとめましたので公表します。

【令和元年度指導監督状況 概要】

◇1,848事業所に対して指導監督を実施。

労働者派遣事業・職業紹介事業等に係る指導監督を行った事業所のうち、文書による是正指導を723事業所に行いました。

（詳細は2ページ「1 令和元年度指導監督状況」参照）

◇法制度周知に向けたセミナーを140回実施

改正労働者派遣法周知に向けた「同一労働同一賃金セミナー」をはじめ、派遣元事業主及び派遣先並びに職業紹介事業者などを対象に法制度周知に向けた各種セミナーを実施し、計7,485名が受講しました。

（詳細は3ページ「2 法制度周知に向けたセミナー」参照）

【令和2年度指導監督方針 概要】

令和2年4月1日に施行された改正労働者派遣法の適正な履行に向けて計画的・効果的な指導監督に取り組みます。

（詳細は4ページ「3 令和2年度指導監督方針」参照）

1 令和元年度指導監督状況

(1) 指導監督を実施した延べ事業所数

項 目	令和元年度 事業所数	平成 30 年度 事業所数	前年度比
計	1,848	1,055	75.2%
うち労働者派遣事業関係	860	713	20.6%
うち職業紹介等事業関係	229	183	25.1%
うち請負関係	759	159	377.4%

(2) 是正指導（文書指導）を行った件数

項 目	令和元年度 事業所数	平成 30 年度 事業所数	前年度比
計	723	733	▲1.4%
うち労働者派遣事業関係	440	478	▲7.9%
うち職業紹介等事業関係	215	155	38.7%
うち請負関係	68	100	▲32.0%

(3) 主な是正指導事項

①労働者派遣事業

- マージン率等の情報提供（労働者派遣法第 23 条第 5 項）
 - ・事業所への書類の備付け、インターネット等の方法により行われていない。
- 労働者派遣契約（労働者派遣法第 26 条第 1 項）
 - ・法定項目が記載されていない（事業所の名称、派遣就業の場所、組織単位、派遣就業する日、時間外（休日）労働についての記載不備など）
- 抵触日通知がない派遣契約の締結（労働者派遣法第 26 条第 5 項）
 - ・派遣先から派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知を受けずに新たな派遣契約を締結している。
- 就業条件の明示（労働者派遣法第 34 条第 1 項）
 - ・就業条件の明示を行っていない（書面の交付がない）
 - ・法定項目が記載されていない（事業所の名称、派遣就業の場所、組織単位、派遣就業する日、時間外（休日）労働、社会保険に加入していない場合の理由の記載不備など）
- 派遣料金額の明示（労働者派遣法第 34 条の 2）
 - ・派遣労働者に対し派遣料金の明示を行っていない。
- 派遣元管理台帳（労働者派遣法第 37 条第 1 項）
 - ・派遣元管理台帳を作成していない。
 - ・法定項目が記載されていない（事業所の名称、派遣就業の場所、組織単位、派遣就業する日、健康保険・雇用保険等の加入有無についての記載不備など）
- 派遣先管理台帳（労働者派遣法第 42 条第 1 項）
 - ・派遣先管理台帳を作成していない。
 - ・法定項目が記載されていない（事業所の名称、派遣就業の場所、組織単位、派遣就業した日ごとの始業、終業した時刻、休憩時間の記載不備など）

②職業紹介事業

○労働条件の明示（職業安定法第5条の3）

- ・労働条件の明示がなされていない（書面の交付がない）
- ・法定項目が明示されていない（試用期間、時間外労働の有無、賃金の額、社会保険・労災保険・雇用保険の適用に関する事項の明示不備など）

○取扱職種の範囲等の明示（職業安定法第32条の13）

- ・取扱職種の範囲等の明示がなされていない
- ・法定項目が明示されていない（手数料に関する事項の記載不備など）

○帳簿の備え付け（職業安定法第32条の15）

- ・求人求職管理簿の未作成、記載不備
- ・手数料管理簿の記載不備

③請負関係

○不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有している場合）（労働者派遣法第26条第1項等）

- ・労働省告示第37号（昭和61年4月17日 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準）に照らして不適切であったため、実態として労働者派遣を行っていた、又は受け入れていた。

○不適切な請負（請負事業主が労働者派遣事業の許可を有していない場合）（労働者派遣法第5条、法第24条の2等）

- ・外形上は請負契約であったが実態として労働者派遣に該当しており、無許可のまま労働者を派遣した、又は受け入れていた。

2 法制度周知に向けたセミナー

派遣労働者の同一労働同一賃金などを目指す改正労働者派遣法の円滑な施行に向けて、派遣元事業主及び派遣先に対して「同一労働同一賃金セミナー」を開催しました。

この他、派遣元事業主及び派遣先並びに職業紹介事業者などを対象とした講習会の実施、労働者向け派遣法セミナー、事業主団体等が主催する各種研修会やセミナーにおける講師派遣、訪問・呼出指導の際の説明等あらゆる機会を通じて、近年の労働者派遣法及び職業安定法の改正内容を中心とした法制度の周知を行いました。

（参考）令和元年度各種研修会・セミナー開催状況

内 容	実施回数	受講者数
同一労働同一賃金セミナー（派遣元向け）	38	1,820
同一労働同一賃金セミナー（派遣先向け）	4	1,642
公共団体業務委託請負適正化セミナー	1	33
需給調整事業部主催各種講習会	84	1,997
・新規許可申請前説明会	(22)	(260)
・許可・届出後説明会	(23)	(551)
・許可更新説明会	(24)	(646)
・派遣労働者セミナー	(11)	(296)
・事業報告書セミナー	(1)	(25)
・職業紹介事業者・求人者説明会	(3)	(219)
事業主団体等への講師派遣	13	1,993
合 計	140	7,485

3 令和2年度指導監督方針

1 労働者派遣事業関係

まず、指導監督に当たっては、計画的かつ効果的に実施するとともに、派遣労働者等からの苦情・相談事案の情報提供に対しては、初動対応が非常に重要であることから迅速かつ的確に派遣元事業主、派遣先に対して必要な指導監督を実施します。

また、悪質な違反及び是正指導後も繰り返し違反を行う事業主に対しては、行政処分も含めた厳格な対応を徹底します。

特に、令和2年4月1日に施行された改正労働者派遣法については、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間の不合理な待遇差を解消すること等を目指すものであり、派遣労働者の賃金等の引き下げにつながっている事案等を把握した場合には、厳正な指導監督を行うとともに、制度周知や相談支援に取り組みます。

さらに、旧特定労働者派遣事業者の許可制への切替えを行わなかった事業者に対しては、無許可状態で継続して労働者派遣事業を行っていないか確認し、厳正な指導監督を実施します。

2 職業紹介事業関係

平成30年1月1日に施行された改正職業安定法の適正な履行に向けて、指導監督に当たっては、労働条件等明示について、受理した求人に明示すべき事項等が記載されているか、帳簿が適切に備え付けられているか等の確認を行うとともに、労働契約締結前に労働条件の明示が行われなかった等の申出、情報提供がなされた際は、適切に指導監督を実施します。

また、平成31年4月から特定技能外国人の受入れが開始されており、紹介手数料を得ることを目的として職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させる等の不適切な行為を防止する必要があることから、管内における悪質な仲介業者等の排除のため、あらゆる機会を通じて情報収集に努めます。

参考 労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出事業所数の推移

(各年3月1日現在)

	労働者派遣事業		職業紹介事業	
	事業所数	対前年同月比	事業所数	対前年同月比
平成29年	7,674	-3.1%	2,130	+6.0%
平成30年	7,593	-1.1%	2,302	+8.1%
平成31年	4,276	-43.7%	2,530	+9.9%
令和2年	4,406	+3.0%	2,868	+13.4%

(注) 平成31年の労働者派遣事業にかかる事業所数の減少は、平成27年労働者派遣法の改正による特定派遣(届出制)の経過措置期間が終了したことに伴うもの。